

一般財団法人食品分析開発センターSUNATEC 業務委託約款

本約款は、委託者であるお客様（以下「お客様」といいます）が、分析、検査、試験、解析、評価、測定、調査、分析法の開発、検査業務支援、品質管理業務支援、教育・研修業務支援およびコンサルティング（以下「本業務」といいます）を一般財団法人食品分析開発センターSUNATEC（以下「当財団」といいます）に委託し、当財団がこれを受託するにあたり適用されるお客様と当財団の基本的な合意事項です。

第1条（本約款と個別契約）

本約款の定めは、本業務の委託に関する契約（以下「個別契約」といいます）が成立した時点で、お客様と当財団が本約款に両方で合意したものととして適用します。ただし、本約款の定めが個別契約（業務委託契約書を別途締結する場合を含みます）と相違する部分がある場合は、その相違する部分に限り個別契約の定めが優先して適用されます。

第2条（個別契約の成立）

個別契約は、次の各号のいずれかに該当した場合に成立します。本業務の件名、具体的内容、納期、業務委託料、支払期日、その他の必要な条件は、個別契約で定めます。

(1) 当財団の Web システム「SUNATEC e サービス」(以下「e サービス」といいます) または当財団指定の様式によりお客様が依頼を申込み、当財団が承諾した時

(2) 当財団がお客様に見積書を提示し、お客様がこれを書面または電子メールで承諾した時

(3) 当財団が提示した見積書に基づいたお客様からの依頼を、当財団が書面または電子メールで承諾した時

(4) お客様と当財団が書面または電子署名を付した電子ファイルの形式で本業務の委受託に関する契約書を締結した時

2.個別契約成立後に、お客様の都合によるキャンセルや委託内容を変更することは原則としてできません。但し、やむを得ない事由であると当財団が判断した場合には、その段階までに発生した費用はお客様の負担として、キャンセルや委託内容の変更を受けることがあります。

3.分析・検査を行う対象物およびそれに関する情報（以下「検体」といいます）のお客様からの提供が予定日より遅れる場合、個別契約で定めた納期を両者協議のうえ再設定します。

4.分析・検査において、お客様から同じ検査項目で一度に多量の検体の検査依頼がある場合や、既に他者からの依頼が一時的に集中している検査項目の場合などは、検査料金表や e サービスで示される標準納期で受託できないことがあります。その場合はお客様と相談のうえ納期を設定します。

5.個別契約成立後であっても、本業務の目的、方法、検体の不適切性が判明した場合や、検体の固有の事由により分析不能であると当財団が判断した場合は、直ちにお客様に通知し当財団は本業務を中止することができます。この場合、その段階までに発生した費用はお客様の負担とします。また、中止に起因してお客様または第三者に生じた損害について、当財団は一切の責任を負いません。

第3条（分析・検査等の方法）

分析・検査等の方法は、当財団が適切と判断した方法で実施します。

2.分析・検査等の方法をお客様が指定する場合は、事前に相談のうえ当財団が実施可能かつ適切であると判断した場合に受託します。ただし、本業務においてお客様が指定した分析・検査等の方法が、第三者の知的財産権等を侵害し当財団に賠償責任が発生した場合、当財団の損害はお客様が負担するものとします。

第4条（検体の提供、保管、返却・廃棄）

分析・検査等に必要な検体は、当財団が指定する必要量を当財団に無償で提供してください。

検体は当財団の受付窓口を持ち込むか、宅配便等により当財団へ送付してください。宅配便等を使用する場合は、お客様の費用と責任でお願いします。ただし、当財団所定の受け入れ基準（法律・法令面、安全面、必要量に対して過剰な量が送付された場合など）を満たさないと判断した検体については、受け取りを拒否する場合があります。

2.至急対応の場合は、午前中必着でお願いします。検体の到着が午後の場合は、翌営業日の検査受付になる場合があります。

3.検体の受付完了後、受注確認書を発行します。受注確認書には、依頼内容、納期、当財団の受注番号が記載されています。お問い合わせは受注番号にてお願いします。

4.土曜日・日曜日・祝日および当財団が定める休業日は、荷受け・検査受付ができません。

5.検査のための検体の均質化などの調製工程において、検体固有の事由により、通常の調製工程よりも手間や時間が大幅にかかる場合には、別途お客様に調製費用を請求する場合があります。

6.当財団は、お客様から提供された検体（検体の残余分を含みます）は、原則として本業務終了後に廃棄します。ただし、お客様から予め返却の希望がある場合や、使用量に対して過剰な残余分がある場合、廃棄にかかわる法律や法令に特段の配慮が必要な場合などは、お客様に着払いで返送します。

7.廃棄・返却に要する費用はお客様の負担とします。ただし、廃棄においては、提供された検体および検体の残余分が適切な量である場合や、廃棄にかかわる法律や法令に特段の配慮が不要な場合には、当財団が無償で廃棄します。

8.前各項にかかわらず、食品衛生法に定める登録検査機関に関わる製品検査については、法に基づいて実施します。

第5条（報告・実施）

本業務の成果物のうち、分析・検査等の結果の報告は以下の通りです。

（1）検査成績書または検査報告書（以下「成績書」といいます）で、eサービスまたは当財団指定書式にて個別契約に定める納期までに報告します。なお、eサービスの納期は、分析・検査等の結果の速報日です。成績書は別途eサービスにて電子ファイルの形式で発行します。

（2）成績書は、和文にて1部発行します。追加発行には別途費用が発生します。

(3) 成績書が発行された後は、記載内容の変更はできません。但し、変更履歴（検体名称・特記事項等の記載内容変更履歴）を再発行する成績書に記載した上で再発行することには対応します。

(4) 英文成績書の発行には別途費用が発生します。英文成績書の発行を希望する場合は、依頼者名・検体名・特記事項等の英名情報を提供してください。

(5) 成績書の追加発行(英文成績書、別添など含む)および再発行は、成績書発行日より1年以内に限り有料にて発行します。

(6) 当財団が発行した成績書をお客様において故意に修正や変更をすることを一切禁じます。

2.本業務の成果物うち、業務支援・コンサルティング等の成果物は、個別契約で定める方法で納期までに報告または実施します。

3.お客様は、本業務の納期までの期間中、当財団に本業務の進捗状況について報告を求めることができます。

4.当財団が、何らかの理由により個別契約で定める納期までに本業務の結果を報告または実施できない見込みになると判断した場合には、速やかに遅延理由等をお客様に通知し、お客様の同意を得て納期を延期することができるものとします。

第6条（再委託）

当財団は、本業務の一部または全部を第三者に再委託することができるものとします。その場合においても、本約款および個別契約で定める当財団の義務を免れず、かつ再委託先に対しても本約款および個別契約と同等の義務を課す責任を負います。

第7条（業務委託料の支払い）

お客様は、個別契約で定めた本業務の業務委託料を、本業務の成果物の納入日が属する月の末日を締日として翌月末日までに当財団が指定する以下のいずれかの方法で支払うものとします。

(1) 当財団が決済代行を外部委託している株式会社ネットプロテクションズ（NP 掛け払い）からの請求書に指定する銀行口座へ振り込み

(2) 当財団からの請求書（e サービスを含みます）に指定する銀行口座へ振り込み

2.前項にかかわらず、取引が初めてのお客様や6ヶ月間以上取引がなかったお客様など当財団の与信基準による場合や、業務委託料の金額によっては、本業務の受託において前入金での取引をお願いする場合があります。

3.前各項の振り込み手数料はお客様の負担とします。

第8条（責任と免責）

当財団は、善良なる管理責任者の注意義務をもって本業務を実施します。

2.当財団は、天災地変、戦争、内乱、暴動、疫病、感染症の流行、停電等インフラの停止など、当財団の責めに帰することのできない事由により、個別契約の履行が困難になったときは、本業務を終了させることができるものとし、これにより生じたお客様の損害を賠償する義務を免れるものとします。

3.当財団は、お客様が本業務の結果を利用することにより、お客様または第三者に生じた損害に

ついて、理由の如何を問わず一切の責任を負いません。また、当財団は本業務の結果について、第三者の知的財産権に抵触しないことを保証するものではありません。

4.お客様は、納入された本業務の成果物に疑義がある場合には、納入日から 30 日以内にその旨を当財団へ通知するものとし、当財団はその対象となる成果物の妥当性を調査します。

5.当財団の責めに帰すべき事由により、本業務の成果物に誤りがあったと認められる場合は、お客様と協議のうえ、以下のいずれかの措置を行います。

(1)当財団が費用を負担して本業務を再実施する

(2)本業務の委託料を減額する

(3)本業務の委託料を上限としてお客様が被った損害を賠償する

第 9 条（商号等の使用）

本業務の成果物の分析・検査等の結果はお客様に帰属しますが、当財団の商号等とともに結果を公表・掲載する場合は、お客様の責任において実施してください。また、当財団発行の成績書をそのまま（電子ファイルの形式を含みます）公表・掲載する場合は、商号等の使用または表示を法令にもとづき義務付けられる場合を除き、当財団に事前の書面または電子メールによる同意を得なければなりません。なお、お客様の作成した掲載物等により、当財団の名誉・信用が傷つけられた場合は、法令の定めるところに従い損害賠償請求措置をとるものとします。

2.当財団が運営する資格検定である「食品分析士」および「食品品質管理士」の商標（標準文字・ロゴマーク）の使用を希望する場合は、別途定める使用ルールを遵守する場合に限り当財団の許諾を得ることなく使用することができます。

第 10 条（秘密保持）

お客様および当財団は、本業務の遂行に際して相手方より開示された一切の情報（以下「秘密情報」といいます）を秘密として扱うものとし、本業務を遂行する目的以外に使用してはなりません。

2.当財団は、お客様から本業務を受託した事実および結果の秘密を厳守し、お客様の書面または電子メールによる事前の同意なく第三者に開示または提供しません。

3.個別契約が終了したとき、または相手方から要求があったときは、相手方より開示された情報（その複製品を含みます）を相手方の指示に従い、返還または破棄しなければならないものとします。また、相手方から破棄したことの証明を求められた場合には、証明書を交付するものとします。

4.本条の定めは、次のいずれかに該当する情報については適用しません。

(1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報

(2) 開示を受けた際、既に公知となっていた情報

(3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

(5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報

第 11 条（個人情報の利用目的）

お客様から提供された個人情報は、本業務に関わる連絡、当財団の活動（セミナー・展示会・サービス等）のご案内・情報提供、およびサービス品質向上を目的としたアンケート調査等の協力依頼の目的以外には利用しません。個人情報の取り扱いについては、法律を遵守するとともに当財団のプライバシーポリシーによるものとします。

第 12 条（知的財産権等の帰属）

本業務の結果に係る知的財産権および当該知的財産権を受ける権利は、お客様に帰属します。

2.前項にかかわらず、本業務の過程において当財団が創出した分析・検査等の方法にかかわる知的財産権および当該知的財産権を受ける権利は、当財団に帰属します。ただし、本業務が分析法の開発、またはバリデーションにかかわる業務である場合は、当該権利はお客様に帰属します。

第 13 条（契約解除）

お客様および当財団は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告なく直ちに本約款または個別契約の全部または一部を解除することができるものとします。

（1）本約款または個別契約に違反し、相手方から書面により催告を受けたにもかかわらず、相当期間内に当該違反を是正しないとき

（2）本約款または個別契約に基づく金銭の支払いを期日までに行わなかったとき

（3）当財団が発行した成績書をお客様において故意に改ざんして利用したことが判明したとき

（4）支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形もしくは小切手が不渡りとなったとき

（5）第三者より差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき

（6）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを受け、または自ら申立てを行ったとき

（7）解散、会社分割、事業譲渡または合併の決議をしたとき

（8）資産または信用状態に重大な変化が生じ、本約款または個別契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき

（9）その他、前各号に準じる事由が生じたとき

第 14 条（反社会的勢力の排除）

お客様および当財団は、所属する役職員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

2.お客様および当財団は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、ただちに本約款および個別契約を解除することができ、解除により相手方に損害が生じててもこれを賠償することを要しません。

（1）相手方または相手方の役員が反社会的勢力に該当すると認められるとき

- (2) 相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
- (3) 相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 相手方または相手方の役員もしくは相手方の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

3.お客様および当財団は、自己が前項各号に該当したため相手方が本約款または個別契約を解除した場合、相手方に生じた損害を賠償しなければなりません。

第 15 条（準拠法および合意管轄）

本約款および個別契約は日本国の法律に準拠します。また、本約款および個別契約に関する一切の紛争については、訴額に応じて四日市簡易裁判所または津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 16 条（協議）

本約款および個別契約に定めがない事項、および各条項の解釈に疑義が生じた場合には、信義誠実の精神にもとづき、お客様と当財団で協議を行い解決するものとします。

以上
(2024 年 12 月 1 日)